

鳥取県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
加藤外科内科医院	加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎266-3	平成23年2月28日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導